

8 参考データ

(1) 0日・0か月児の死亡事例について（心中以外の虐待死）

平成31年度（令和元年度）に把握した心中以外の虐待死事例（57人）のうち、0歳児の死亡人数は28人であり、心中以外の虐待死による死亡人数全体の約半分を占めた。その中でも、生後24時間に満たない死亡と考えられる日齢0日児の死亡事例（以下「0日児事例」という。）と、日齢1日以上月齢1か月未満児の死亡事例（以下「0か月児事例」という。）を合わせた0日・0か月児の心中以外の虐待死事例（以下「0日・0か月児事例」という。）が0歳児の死亡事例の中でも一定の割合を占めていることを踏まえ、経年のデータとして以下に取りまとめた。

なお、平成31年度（令和元年度）に把握した0日・0か月児事例については、0日児事例が9人、0か月児事例が2人であった。

① 0歳児及び0日・0か月児事例の発生状況

0歳児の心中以外の虐待死事例は、28人で約5割を占めており、第16次報告と比較すると、人数、割合ともに若干増加した。

また、0歳児の死亡事例のうち、0日・0か月児事例は11人であった。

表4-1-1-1 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移（心中以外の虐待死）

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	総数
人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	27	30(4)	32(11)	28(14)	22(10)	28(14)	423
割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.4%	61.4%	57.7%	65.3%	53.8%	40.7%	49.1%	47.5%

割合：各年次報告における心中以外の虐待死事例に占める0歳児の割合

表4-1-1-2 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合

年次	0日	0か月	総数	構成割合	0歳
第1次報告	1	1	2	18.2%	11
第2次報告	6	2	8	34.8%	23
第3次報告	8	0	8	40.0%	20
第4次報告	8	1	9	45.0%	20
第5次報告	16	1	17	45.9%	37
第6次報告	22	4	26	66.7%	39
第7次報告	6	1	7	35.0%	20
第8次報告	9	3	12	52.2%	23
第9次報告	7	4	11	44.0%	25
第10次報告	11	0	11	50.0%	22
第11次報告	4	0	4	25.0%	16
第12次報告	15	0	15	55.6%	27
第13次報告	11 (2)	2 (0)	13 (2)	43.3%	30 (4)
第14次報告	11 (3)	5 (0)	16 (3)	50.0%	32 (11)
第15次報告	14 (8)	0 (0)	14 (8)	50.0%	28 (14)
第16次報告	7 (2)	0 (0)	7 (2)	31.8%	22 (10)
第17次報告	9 (2)	2 (0)	11 (2)	39.3%	28 (14)
総数	165	26	191	45.2%	423

表4-1-1-3 0日・0か月児事例の日齢別死亡人数

区分	人数
0日	9 (2)
1~9日	2 (0)
10日以上	0 (0)
計	11 (2)

② 0日・0か月児事例の概要

ア 0日・0か月児事例の加害者

0日・0か月児事例における虐待を行った加害者について、0日児は「実母」が7人で最も多かった。また、第1次報告から第17次報告までの累計でも、「実母」が加害者であった事例は168人(88.0%)であった。

表4-1-2-1 0日・0か月児事例の加害者

区分	0日児	0か月児
実母	7 (2)	2 (0)
実父	0 (0)	0 (0)
実母・実父	0 (0)	0 (0)
その他	1 (0)	0 (0)
不明	1 (0)	0 (0)
計	9 (2)	2 (0)

表4-1-2-2 0日・0か月児事例の加害者(第1次報告から第17次報告までの累計)

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	148 (12)	89.7%	20 (0)	76.9%	168 (12)	88.0%
実父	1 (0)	0.6%	2 (0)	7.7%	3 (0)	1.6%
実母・実父	9 (2)	5.5%	4 (0)	15.4%	13 (2)	6.8%
その他	4 (2)	2.4%	0 (0)	0.0%	4 (2)	2.1%
不明	3 (1)	1.8%	0 (0)	0.0%	3 (1)	1.6%
計	165 (17)	100.0%	26 (0)	100.0%	191 (17)	100.0%

イ 死亡につながった虐待の類型

0日・0か月児事例における虐待の類型は、0日児事例は、「身体的虐待」5人（55.6%）が最も多く、次いで「不明」3人（33.3%）であった。

表4-1-2-3 0日・0か月児事例の虐待の類型

区分	第7次				第8次				第9次				第10次				第11次				第12次			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	3	50.0%	1	100.0%	3	33.3%	3	100.0%	4	57.1%	3	75.0%	3	27.3%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	5	33.3%	0	0.0%
ネグレクト	3	50.0%	0	0.0%	4	44.4%	0	0.0%	2	28.6%	1	25.0%	6	54.5%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	8	53.3%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	2	22.2%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	2	13.3%	0	0.0%
計	6	100.0%	1	100.0%	9	100.0%	3	100.0%	7	100.0%	4	100.0%	11	100.0%	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	15	100.0%	0	0.0%

区分	第13次				第14次				第15次				第16次				第17次				総数			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	6 (0)	54.5%	2 (0)	0.0%	3 (2)	27.3%	2 (0)	40.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	3 (0)	42.9%	0 (0)	0.0%	5 (1)	55.6%	0 (0)	0.0%	36	34.6%	11	64.7%
ネグレクト	2 (0)	18.2%	0 (0)	0.0%	7 (1)	63.6%	3 (0)	60.0%	10 (5)	71.4%	0 (0)	0.0%	4 (2)	57.1%	0 (0)	0.0%	1 (0)	11.1%	2 (0)	100.0%	49	47.1%	6	35.3%
不明	3 (2)	27.3%	0 (0)	0.0%	1 (0)	9.1%	0 (0)	0.0%	4 (3)	28.6%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	3 (1)	33.3%	0 (0)	0.0%	19	18.3%	0	0.0%
計	11 (2)	100.0%	2 (0)	0.0%	11 (3)	100.0%	5 (0)	100.0%	14 (8)	100.0%	0 (0)	0.0%	7 (2)	100.0%	0 (0)	0.0%	9 (2)	100.0%	2 (0)	100.0%	104	100.0%	17	100.0%

ウ 虐待の種類（遺棄）について

「妊娠期・周産期の問題」にて「遺棄」があった中で、実際にネグレクトとしての「遺棄」により死亡した事例は、0日児事例は1人、年齢不明事例は1人であった。

表4-1-2-4 妊娠期・周産期の問題と虐待の種類（遺棄）について

区分	0日児		年齢不明		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
妊娠期・周産期の問題にて遺棄	8 (2)	100.0%	8 (7)	100.0%	16 (9)	100.0%
ネグレクト(遺棄)	1 (0)	12.5%	1 (1)	12.5%	2 (1)	12.5%
身体的虐待	4 (1)	50.0%	0 (0)	0.0%	4 (1)	25.0%
計	8 (2)	100.0%	8 (7)	100.0%	16 (9)	100.0%

エ 妊娠期・周産期の問題（遺棄）の有無と遺棄された場所

0日・0か月児事例において、「遺棄あり」は9人であり、遺棄された場所は「自宅」が5人、「自宅外」が4人であった。

表4-1-2-5 0日・0か月児事例における妊娠期・周産期の問題（遺棄）の有無と遺棄された場所

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	1 (0)	11.1%	1 (0)	50.0%
遺棄あり	8 (2)	88.9%	1 (0)	50.0%
自宅	4 (1)	44.4%	1 (0)	50.0%
自宅外	4 (1)	44.4%	0 (0)	0.0%
計	9 (2)	100.0%	2 (0)	100.0%

表4-1-2-6 0日・0か月児事例における妊娠期・周産期の問題（遺棄）の有無と遺棄された場所

(第1次報告から第17次報告までの累計)

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	11 (0)	6.7%	14 (0)	53.8%	25 (0)	13.1%
遺棄あり	151 (17)	91.5%	12 (0)	46.2%	163 (17)	85.3%
自宅	73 (8)	44.2%	6 (0)	23.1%	79 (8)	41.4%
自宅外	78 (9)	47.3%	6 (0)	23.1%	84 (9)	44.0%
不明	3 (0)	1.8%	0 (0)	0.0%	3 (0)	1.6%
計	165 (17)	100.0%	26 (0)	100.0%	191 (17)	100.0%

オ 直接の死因

0日・0か月児事例における直接の死因について、第1次報告から第17次報告までの累計をみると、「窒息（絞殺以外）」による死亡事例が63人（有効割合45.7%）と最も多かった。

表4-1-2-7 0日・0か月児事例における死因（第1次報告から第17次報告までの累計）

	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
出生後、放置	29 (2)	17.6%	25.0%	4 (0)	15.4%	18.2%	33 (2)	17.3%	23.9%
窒息(絞殺以外)	53 (2)	32.1%	45.7%	10 (0)	38.5%	45.5%	63 (2)	33.0%	45.7%
絞殺	8 (0)	4.8%	6.9%	4 (0)	15.4%	18.2%	12 (0)	6.3%	8.7%
その他	26 (4)	15.8%	22.4%	4 (0)	15.4%	18.2%	30 (4)	15.7%	21.7%
不明	49 (9)	29.7%	/	4 (0)	15.4%	/	53 (9)	27.7%	/
計	165 (17)	100.0%	100.0%	26 (0)	100.0%	100.0%	191 (17)	100.0%	100.0%

カ 事例が発覚した経緯

0日・0か月児事例が発覚した経緯は、0日児事例は、「その他」が5人（55.6%）であった。「その他」としては、「警察に通報があったことで判明」等があった。

表4-1-2-8 0日・0か月児事例が発覚した経緯

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
近隣住民・知人が遺体を発見	2 (1)	22.2%	0 (0)	0.0%
家族その他の同居者が遺体を発見	2 (0)	22.2%	1 (0)	0.0%
その他	5 (1)	55.6%	1 (0)	0.0%
計	9 (2)	100.0%	2 (0)	0.0%

キ 出産した場所

0日・0か月児事例における実母が本児を出産した場所について、第1次報告から第17次報告までの累計で見ると、0日・0か月児事例全体における「自宅」*での出産が119人（有効割合67.6%）、特に、0日児事例における「自宅」での出産が111人（同74.0%）と高い割合を占めていた。また、0日児事例において、第1次報告から第17次報告までの累計で見ると、医療機関での出産はなかった。

表4-1-2-9 0日・0か月児事例における出産場所（第1次報告から第17次報告までの累計）

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	111 (11)	67.3%	74.0%	8 (0)	30.8%	30.8%	119 (11)	62.3%	67.6%
自宅外	39 (4)	23.6%	26.0%	5 (0)	19.2%	19.2%	44 (4)	23.0%	25.0%
医療機関	0 (0)	0.0%	0.0%	13 (0)	50.0%	50.0%	13 (0)	6.8%	7.4%
不明	15 (2)	9.1%		0 (0)	0.0%		15 (2)	7.9%	
計	165 (17)	100.0%	100.0%	26 (0)	100.0%	100.0%	191 (17)	100.0%	100.0%

*自宅とは、「専門家による介助がない自宅分娩のこと」とした。

表4-1-2-10 0日・0か月児事例における自宅内での出産場所

（第1次報告から第17次報告までの累計）

区分	0日児		0か月児		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
トイレ	43 (4)	38.7%	1 (0)	0.0%	44 (4)	37.0%
風呂場	11 (0)	9.9%	0 (0)	0.0%	11 (0)	9.2%
その他	17 (5)	15.3%	3 (0)	0.0%	20 (5)	16.8%
不明	40 (3)	36.0%	4 (0)	0.0%	44 (3)	37.0%
計	111 (12)	100.0%	8 (0)	0.0%	119 (12)	100.0%

③ 0日・0か月児事例における養育者の状況

ア 実母の年齢

0日・0か月児事例における実母の年齢について、0日児事例の実母の年齢は「20～24歳」、「30～34歳」、「35～39歳」がそれぞれ2人(22.2%)であり、「19歳以下」、「25～29歳」、「40歳以上」がそれぞれ1人(11.1%)であった。

表4-1-3-1 0日・0か月児事例における実母の年齢

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
19歳以下	1 (0)	11.1%	0 (0)	0.0%
20～24歳	2 (0)	22.2%	0 (0)	0.0%
25～29歳	1 (1)	11.1%	1 (0)	50.0%
30～34歳	2 (1)	22.2%	1 (0)	50.0%
35～39歳	2 (0)	22.2%	0 (0)	0.0%
40歳以上	1 (0)	11.1%	0 (0)	0.0%
不明	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
計	9 (2)	100.0%	2 (0)	100.0%

また、第1次報告から第17次報告までの累計で見ると、0日・0か月児事例の実母の年齢は、0日児事例では、「19歳以下」が46人(有効割合28.6%)と最も多く、0か月児事例では、「35～39歳」が10人(同38.5%)と最も多かった。

表4-1-3-2 0日・0か月児事例の実母の年齢(第1次から第17次報告までの累計)

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	46 (6)	27.9%	28.6%	4 (0)	15.4%	15.4%	50 (6)	26.2%	26.7%
20-24歳	31 (1)	18.8%	19.3%	3 (0)	11.5%	11.5%	34 (1)	17.8%	18.2%
25-29歳	26 (4)	15.8%	16.1%	2 (0)	7.7%	7.7%	28 (4)	14.7%	15.0%
30-34歳	23 (3)	13.9%	14.3%	7 (0)	26.9%	26.9%	30 (3)	15.7%	16.0%
35-39歳	22 (2)	13.3%	13.7%	10 (0)	38.5%	38.5%	32 (2)	16.8%	17.1%
40歳以上	13 (0)	7.9%	8.1%	0 (0)	0.0%	0.0%	13 (0)	6.8%	7.0%
不明	4 (1)	2.4%		0 (0)	0.0%		4 (1)	2.1%	
計	165 (17)	100.0%	100.0%	26 (0)	100.0%	100.0%	191 (17)	100.0%	100.0%

イ 実母の世帯の状況について

0日・0か月児事例における実母の世帯の状況について、0日児事例では、「一人親（未婚）」が3人（有効割合 37.5%）と最も多かった。

表4-1-3-3 0日・0か月児事例における実母の世帯の状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実父母	1 (0)	11.1%	12.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
一人親(離婚)	1 (0)	11.1%	12.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
一人親(未婚)	3 (2)	33.3%	37.5%	2 (0)	100.0%	100.0%
一人親(別居)	1 (0)	11.1%	12.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
内縁関係	2 (0)	22.2%	25.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
その他	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	1 (0)	11.1%		0 (0)	0.0%	
計	9 (2)	100.0%	100.0%	2 (0)	100.0%	100.0%

初産婦、経産婦別にみると、初産婦では「一人親（未婚）」が3例（75.0%）であり、不明が1例（25.0%）であった。

表4-1-3-4 初産婦・経産婦における実母の世帯の状況

区分	初産婦		経産婦		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実父母	0 (0)	0.0%	1 (0)	33.3%	0 (0)	0.0%
一人親(離婚)	0 (0)	0.0%	1 (0)	33.3%	0 (0)	0.0%
一人親(未婚)	3 (2)	75.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
一人親(別居)	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	1 (0)	50.0%
内縁関係	0 (0)	0.0%	1 (0)	33.3%	1 (0)	50.0%
その他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
不明	1 (0)	25.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
計	4 (2)	100.0%	3 (0)	100.0%	2 (0)	100.0%

また、祖父母の同居者の有無については、0日児事例では「同居あり」が4人(有効割合44.4%)で、そのうち「母方祖父母」が2人(同22.2%)であった。

表4-1-3-5 0日・0か月児事例における祖父母との同居状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
同居なし	5 (2)	55.6%	55.6%	1 (0)	50.0%	50.0%
同居あり	4 (0)	44.4%	44.4%	1 (0)	50.0%	50.0%
父方祖母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
母方祖父	1 (0)	11.1%	11.1%	1 (0)	50.0%	50.0%
母方祖父母	2 (0)	22.2%	22.2%	0 (0)	0.0%	0.0%
父方祖父母	1 (0)	11.1%	11.1%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	0 (0)	0.0%		0 (0)	0.0%	
計	9 (2)	100.0%	100.0%	2 (0)	100.0%	100.0%

ウ 実母の世帯の経済状況について

0日・0か月児事例における実母の世帯の経済状況について、当該世帯の家計を支えている者は、0日児事例では「実母自身」が5人(有効割合62.5%)で最も多く、「実父」、「母方祖父」、「母の交際相手」がそれぞれ1人(有効割合12.5%)であった。

表4-1-3-6 当該世帯の家計を支えている者

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母自身	5 (2)	55.6%	62.5%	2 (0)	100.0%	100.0%
実父	1 (0)	11.1%	12.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
母方祖母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
母方祖父	1 (0)	11.1%	12.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
父方祖母	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
父方祖父	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
母の交際相手	1 (0)	11.1%	12.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	1 (0)	11.1%		0 (0)	0.0%	
計	9 (2)	100.0%	100.0%	2 (0)	100.0%	100.0%

0日児・0か月児事例における世帯収入の状況は、「不明」が6人と最も多く、次いで「市区町村民税非課税世帯」と「年収500万円以上」がそれぞれ2人であった。

表4-1-3-7 世帯収入の状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
市区町村民税非課税世帯	2 (1)	22.2%	50.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
市区町村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	1 (0)	11.1%	25.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
市区町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
年収500万円以上	1 (0)	11.1%	25.0%	1 (0)	50.0%	100.0%
不明	5 (1)	55.6%		1 (0)	50.0%	
計	9 (2)	100.0%	100.0%	2 (0)	100.0%	100.0%

0日児・0か月児事例における実母の就業状況は、「無職」と「パート」がそれぞれ5人であった。

表4-1-3-8 実母の就業状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
無職	5 (1)	55.6%	62.5%	0 (0)	0.0%	0.0%
フルタイム	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
パート	3 (1)	33.3%	37.5%	2 (0)	100.0%	100.0%
不明	1 (0)	11.1%		0 (0)	0.0%	
計	9 (2)	100.0%	100.0%	2 (0)	100.0%	100.0%

エ 実母の妊娠期・周産期における問題について

0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題については、0日児事例では、全例が「母子健康手帳の未発行」であり、次いで「妊婦健診未受診」で8人（88.9%）であった。

表4-1-3-9 0日・0か月児事例における実母の妊娠期・周産期の問題（複数回答）

区分	0日児(9人)		0か月児(2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	1 (0)	11.1%	0 (0)	0.0%
妊娠高血圧症候群	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
喫煙の常習	1 (0)	11.1%	0 (0)	0.0%
アルコールの常習	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
マタニティブルーズ	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	4 (1)	44.4%	1 (0)	50.0%
若年(10代)妊娠	1 (0)	11.1%	0 (0)	0.0%
お腹をたたく等の墮胎行為	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
母子健康手帳の未発行	9 (2)	100.0%	1 (0)	50.0%
妊婦健診未受診	8 (1)	88.9%	2 (0)	100.0%
遺棄	1 (0)	11.1%	0 (0)	0.0%
墜落分娩	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
飛び込み出産	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
帝王切開	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
医療機関からの連絡	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
その他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%

表4-1-3-10 初産婦・経産婦における実母の妊娠期・周産期の問題（複数回答）

区分	初産婦(4人)		経産婦(3人)		不明(2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	0 (0)	0.0%	1 (0)	33.3%	0 (0)	0.0%
妊娠高血圧症候群	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
喫煙の常習	0 (0)	0.0%	1 (0)	33.3%	0 (0)	0.0%
アルコールの常習	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
マタニティブルー	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	2 (1)	50.0%	2 (0)	66.7%	0 (0)	0.0%
若年(10代)妊娠	1 (0)	25.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
お腹をたたく等の墮胎行為	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
母子健康手帳の未発行	4 (2)	100.0%	3 (0)	100.0%	2 (0)	100.0%
妊婦健診未受診	3 (1)	75.0%	3 (0)	100.0%	2 (0)	100.0%
遺棄	0 (0)	0.0%	1 (0)	33.3%	0 (0)	0.0%
墜落分娩	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
飛び込み出産	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
帝王切開	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
医療機関からの連絡	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
その他	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%

オ 実父の状況について

0日・0か月児事例における実父の状況について、0日児事例では、実父は「いる（同居）」と「いる（別居）」がそれぞれ2人、「不明」が4人であった。

第1次報告から第17次報告までの累計で見ると、妊娠後から出産までの間の実父の存在が確認できない事例が多く、そのため、0日児事例では、実父の年齢が「不明」である事例は94人（69.6%）と、日齢0日児事例全体の約7割を占め、0日・0か月児事例においても99人（62.7%）と全体の6割強を占めるなど、実父に関する情報が得られる事例は少なかった。

表4-1-3-11 0日・0か月児事例の実父の状況

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
いる(同居)	2 (0)	22.2%	40.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
いる(別居)	2 (0)	22.2%	40.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
いない	1 (1)	11.1%	20.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	4 (1)	44.4%		2 (0)	100.0%	
計	9 (2)	100.0%	100.0%	2 (0)	100.0%	0.0%

表4-1-3-12 0日・0か月児事例の実父の年齢（第1次報告から第17次報告までの累計）

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
19歳以下	12	8.9%	29.3%	1	4.3%	5.6%	13	8.2%	22.0%
20-24歳	6	4.4%	14.6%	3	13.0%	16.7%	9	5.7%	15.3%
25-29歳	3	2.2%	7.3%	0	0.0%	0.0%	3	1.9%	5.1%
30-34歳	4	3.0%	9.8%	3	13.0%	16.7%	7	4.4%	11.9%
35-39歳	3	2.2%	7.3%	5	21.7%	27.8%	8	5.1%	13.6%
40歳以上	13	9.6%	31.7%	6	26.1%	33.3%	19	12.0%	32.2%
不明	94	69.6%		5	21.7%		99	62.7%	
計	135	100.0%	100.0%	23	100.0%	100.0%	158	100.0%	100.0%

※実父の有無について「いない」「不明」と回答した事例を除く

④ 0日・0か月児事例における関係機関の関与状況

0日・0か月児事例における関係機関の関与状況について、0日児事例では「福祉事務所」、「医療機関」の関与があった事例がそれぞれ1人(11.1%)であった。

表4-1-4 0日・0か月児事例の関係機関の関与あり(複数回答)

区分	0日児(9人)		0か月児(2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
児童相談所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
市町村(虐待対応担当部署)	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
福祉事務所	1(1)	11.1%	0(0)	0.0%
家庭児童相談室	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
民生児童委員	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
保健所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
養育機関・教育機関	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
医療機関	1(0)	11.1%	0(0)	0.0%
助産師	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
警察	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
婦人相談所	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%

(2) 精神疾患のある養育者における事例について

① 精神疾患のある実母における事例の発生状況

本報告書において、「精神疾患のある養育者」とは、医師による診断のある者とする（以下「精神疾患あり」という）。一方、精神疾患に関する診断名がついていない養育者（その疑いや可能性のある場合を含む。）については、「精神疾患のない養育者」（以下「精神疾患なし」という。）とし、それ以外の者は「不明」とする。

精神疾患のある養育者の中で実母が加害者であった（以下「精神疾患のある実母」という。）事例について、第5次報告から第17次報告までの累計では131例（149人）であった。そのうち、心中以外の虐待死事例は57例（58人）、心中による虐待死事例は74例（91人）であった。

一方、精神疾患のない養育者の中で実母が加害者であった（以下「精神疾患のない実母」という。）事例数と死亡した子どもの人数は、第5次報告から第16次報告までの累計では287例（318人）であり、そのうち、心中以外の虐待死事例は213例（218人）、心中による虐待死事例は74例（100人）であった。

表4-2-1 虐待の加害者が実母であった事例数とその子どもの死亡人数の推移

（第5次報告から第17次報告までの累計）

年次	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)						総数	
	精神疾患あり		精神疾患なし		不明		精神疾患あり		精神疾患なし		不明			
	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数
第5次報告	7	7	10	10	29	33	5	5	6	9	22	35	79	99
第6次報告	2	2	18	19	25	25	7	7	8	10	16	23	76	86
第7次報告	2	2	16	16	15	17	2	3	5	6	10	12	50	56
第8次報告	7	7	7	7	17	20	13	14	6	9	8	10	58	67
第9次報告	6	6	24	26	9	9	8	9	7	10	11	17	65	77
第10次報告	7	8	15	15	19	19	7	9	4	4	12	16	64	71
第11次報告	4	4	14	14	6	6	5	5	7	8	5	7	41	44
第12次報告	5	5	16	16	12	13	7	9	6	8	5	6	51	57
第13次報告	5(2)	5(2)	18(4)	19(4)	10(1)	10(1)	10(0)	17(0)	9(0)	10(0)	2(0)	2(0)	54(7)	63(7)
第14次報告	6(1)	6(1)	28(10)	28(10)	8(4)	8(4)	4(1)	5(1)	5(1)	11(2)	6(0)	7(0)	57(17)	65(18)
第15次報告	1(0)	1(0)	17(8)	17(8)	17(10)	17(10)	1(0)	1(0)	2(0)	3(0)	2(0)	2(0)	40(18)	41(18)
第16次報告	2(0)	2(0)	12(5)	12(5)	17(7)	18(7)	1(0)	2(0)	4(1)	7(2)	6(0)	8(0)	42(13)	49(14)
第17次報告	3(1)	3(1)	18(9)	19(9)	14(7)	14(7)	4(0)	5(0)	5(0)	5(0)	3(0)	4(0)	47(17)	50(17)
計	57	58	213	218	198	209	74	91	74	100	108	149	724	825

② 実母の状況

ア 診断名（疾病、傷害及び死因分類）

精神疾患のある実母の診断名（疾病、傷害及び死因分類）について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例では、うつ病や双極性感情障害といった「気分〔感情〕障害」が29例と最も多く、心中による虐待死事例についても、「気分〔感情〕障害」が48例と最も多かった。

なお、「詳細不明の精神障害」は、精神科の受診歴はあるが、地方公共団体が正確な診断名を把握していないもの、検査中などの理由で確定診断がつけられる前に虐待死事例が発生したものであった。

表4-2-2-1 精神疾患のある実母の診断名（疾病、傷害及び死因分類）（複数回答）^{注1）}

（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死(57例)	心中による虐待死(未遂含む) (74例)
症状性を含む器質性精神障害	0 (0)	0 (0)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0 (0)	0 (0)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	23 (0)	13 (1)
気分〔感情〕障害	29 (2)	48 (1)
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	11 (2)	18 (0)
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	4 (0)	5 (0)
成人の人格及び行動の障害	3 (0)	2 (0)
知的障害<精神発達遅滞>	2 (0)	0 (0)
心理的発達の障害	0 (0)	1 (0)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0 (0)	0 (0)
詳細不明の精神障害	4 (0)	7 (0)

^{注1）} 回答のあった診断名について、世界保健機関（WHO）により定められた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」（ICD-10）に基づいて我が国で使用する「疾病、傷害及び死因分類」をもとに分類した。

イ 子どもの死亡時における実母の年齢

子どもの死亡時における実母の年齢について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「35歳～39歳」が19例（33.3%）と最も多く、次いで「30歳～34歳」が13例（22.8%）であった。また、心中による虐待死事例は、「40歳以上」が27例（36.5%）と最も多く、次いで「35歳～39歳」が25例（33.8%）であった。心中以外の虐待死の事例では30歳以上が全体の約7割以上、心中による虐待死では30歳以上が8割以上を占めた。

表4-2-2-2 子どもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患あり)

(第5次報告から第17次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	1 (0)	1.8%	0 (0)	0.0%	1 (0)	0.8%
20歳～24歳	5 (2)	8.8%	3 (0)	4.1%	8 (2)	6.1%
25歳～29歳	8 (0)	14.0%	10 (0)	13.5%	18 (0)	13.7%
30歳～34歳	13 (0)	22.8%	9 (0)	12.2%	22 (0)	16.8%
35歳～39歳	19 (0)	33.3%	25 (0)	33.8%	44 (0)	33.6%
40歳以上	11 (2)	19.3%	27 (1)	36.5%	38 (3)	29.0%
計	57 (4)	100.0%	74 (1)	100.0%	131 (5)	100.0%

表4-2-2-3 子どもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患なし)

(第5次から第17次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	25 (7)	11.7%	2 (0)	2.7%	27 (7)	9.4%
20歳～24歳	59 (7)	27.7%	3 (0)	4.1%	62 (7)	21.6%
25歳～29歳	40 (4)	18.8%	5 (0)	6.8%	45 (4)	15.7%
30歳～34歳	34 (7)	16.0%	25 (1)	33.8%	59 (8)	20.6%
35歳～39歳	37 (6)	17.4%	21 (1)	28.4%	58 (7)	20.2%
40歳以上	18 (5)	8.5%	18 (0)	24.3%	36 (5)	12.5%
計	213 (36)	100.0%	74 (2)	100.0%	287 (38)	100.0%

ウ 実母の妊娠期・周産期の問題

実母の妊娠期・周産期の問題について、第5次報告から第17次報告までの累計で見ると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が15人（25.9%）と最も多く、次いで「妊婦健診未受診」が10人（17.2%）であった。

また、心中による虐待死事例は、「喫煙の常習」、「マタニティブルーズ」がそれぞれ8人（8.8%）と最も多かった。

表4-2-2-4 妊娠期・周産期の問題（精神疾患あり）（複数回答）

（第5次から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (58人)		心中による虐待死(未遂含む) (91人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	6 (2)	10.3%	6 (0)	6.6%
妊娠高血圧症候群	6 (0)	10.3%	4 (0)	4.4%
喫煙の常習	8 (2)	13.8%	8 (0)	8.8%
アルコールの常習	2 (0)	3.4%	4 (0)	4.4%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	0 (0)	0.0%	2 (0)	2.2%
マタニティブルーズ	6 (1)	10.3%	8 (0)	8.8%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	15 (3)	25.9%	5 (0)	5.5%
若年(10代)妊娠	4 (1)	6.9%	3 (0)	3.3%
お腹をたたく等の墮胎行為	0 (0)	0.0%	1 (0)	1.1%
母子健康手帳の未交付	2 (0)	3.4%	1 (0)	1.1%
妊婦健診未受診	10 (1)	17.2%	4 (0)	4.4%
胎児虐待	2 (0)	3.4%	0 (0)	0.0%
その他	3 (1)	5.2%	6 (0)	6.6%

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が101人（46.3%）と最も多く、次いで「妊婦健診未受診」が86人（39.4%）であった。

表4-2-2-5 妊娠期・周産期の問題 (精神疾患なし) (複数回答)

(第5次報告から第17次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死 (218人)		心中による虐待死(未遂含む) (100人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	23 (4)	10.6%	8 (0)	8.0%
妊娠高血圧症候群	4 (1)	1.8%	3 (0)	3.0%
喫煙の常習	31 (2)	14.2%	4 (0)	4.0%
アルコールの常習	11 (0)	5.0%	0 (0)	0.0%
違法薬物の使用／薬物の過剰摂取等	1 (1)	0.5%	0 (0)	0.0%
マタニティブルーズ	11 (1)	5.0%	4 (0)	4.0%
予期しない妊娠／計画していない妊娠	101 (20)	46.3%	9 (0)	9.0%
若年(10代)妊娠	53 (10)	24.3%	2 (0)	2.0%
お腹をたたく等の墮胎行為	3 (0)	1.4%	0 (0)	0.0%
母子健康手帳の未交付	59 (9)	27.1%	1 (0)	1.0%
妊婦健診未受診	86 (15)	39.4%	6 (0)	6.0%
胎児虐待	11 (0)	5.0%	0 (0)	0.0%
その他	15 (6)	6.9%	1 (0)	1.0%

③ 精神疾患のある実母における事例の概要

ア 死亡につながった虐待の種類

死亡につながった虐待の種類について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が45人（有効割合84.9%）、「ネグレクト」が8人（同15.1%）であった。心中による虐待死事例では、「身体的虐待」が88人（同100.0%）であった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が110人（同54.5%）、次いで「ネグレクト」が91人（同45.0%）であり、心中による虐待死事例は、「身体的虐待」が99人（同100.0%）であった。

精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、直接の死因として身体的虐待が全体に占める割合が高い傾向にある。

表4-2-3-1 実母による虐待の種類（精神疾患あり）（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	45 (2)	77.6%	84.9%	88 (1)	96.7%	100.0%	133 (3)	89.3%	94.3%
ネグレクト	8 (1)	13.8%	15.1%	0 (0)	0.0%	0.0%	8 (1)	5.4%	5.7%
心理的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
性的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	5 (1)	8.6%		3 (0)	3.3%		8 (1)	5.4%	
計	58 (4)	100.0%	100.0%	91 (1)	100.0%	100.0%	149 (5)	100.0%	100.0%

表4-2-3-2 実母による虐待の種類（精神疾患なし）（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	110 (8)	50.5%	54.5%	99 (4)	99.0%	100.0%	209 (12)	65.7%	69.4%
ネグレクト	91 (19)	41.7%	45.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	91 (19)	28.6%	30.2%
心理的虐待	1 (1)	0.5%	0.5%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	0.3%	0.3%
性的虐待	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
不明	16 (8)	7.3%		1 (0)	1.0%		17 (8)	5.3%	
計	218 (36)	100.0%	100.0%	100 (4)	100.0%	100.0%	318 (40)	100.0%	100.0%

イ 直接の死因

直接の死因について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、死因が判明したもののうち、不明を除くと「頸部絞扼による窒息」が15人（有効割合28.3%）と最も多く、次いで「頭部外傷」が6人（同11.3%）であった。また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が31人（同35.2%）で最も多く、次いで「中毒（火災によるものを除く）」が14人（同15.9%）であった。

表4-2-3-3 直接の死因（精神疾患あり）（第5次から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	6 (1)	10.3%	11.3%	1 (0)	1.1%	1.1%	7 (1)	4.7%	5.0%
胸部外傷	4 (0)	6.9%	7.5%	1 (0)	1.1%	1.1%	5 (0)	3.4%	3.5%
腹部外傷	2 (1)	3.4%	3.8%	3 (0)	3.3%	3.4%	5 (1)	3.4%	3.5%
外傷性ショック	3 (0)	5.2%	5.7%	3 (0)	3.3%	3.4%	6 (0)	4.0%	4.3%
頸部絞扼による窒息	15 (0)	25.9%	28.3%	31 (1)	34.1%	35.2%	46 (1)	30.9%	32.6%
頸部絞扼以外による窒息	4 (0)	6.9%	7.5%	2 (0)	2.2%	2.3%	6 (0)	4.0%	4.3%
溺水	5 (0)	8.6%	9.4%	9 (0)	9.9%	10.2%	14 (0)	9.4%	9.9%
熱傷	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	2 (0)	3.4%	3.8%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	1.3%	1.4%
中毒(火災によるものを除く)	1 (0)	1.7%	1.9%	14 (0)	15.4%	15.9%	15 (0)	10.1%	10.6%
出血性ショック	1 (0)	1.7%	1.9%	8 (0)	8.8%	9.1%	9 (0)	6.0%	6.4%
低栄養による衰弱	2 (1)	3.4%	3.8%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	1.3%	1.4%
脱水	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
凍死	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	1 (0)	1.7%	1.9%	8 (0)	8.8%	9.1%	9 (0)	6.0%	6.4%
病死	2 (1)	3.4%	3.8%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	1.3%	1.4%
その他	5 (0)	8.6%	9.4%	8 (0)	8.8%	9.1%	13 (0)	8.7%	9.2%
不明	5 (0)	8.6%		3 (0)	3.3%		8 (0)	5.4%	
計	58 (4)	100.0%	100.0%	91 (1)	100.0%	100.0%	149 (5)	100.0%	100.0%

一方、精神疾患のない実母による心中以外の虐待死事例では、不明を除くと「頭部外傷」が45人（同25.4%）と最も多く、次いで「頸部絞扼以外による窒息」が30人（同16.9%）であった。

また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が28人（同29.8%）と最も多く、次いで「中毒（火災によるものを除く）」が17人（同18.1%）であった。

表4-2-3-4 直接の死因（精神疾患なし）（第5次から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	45 (7)	20.6%	25.4%	6 (0)	6.0%	6.4%	51 (7)	16.0%	18.8%
胸部外傷	0 (0)	0.0%	0.0%	3 (0)	3.0%	3.2%	3 (0)	0.9%	1.1%
腹部外傷	6 (0)	2.8%	3.4%	3 (0)	3.0%	3.2%	9 (0)	2.8%	3.3%
外傷性ショック	1 (0)	0.5%	0.6%	2 (0)	2.0%	2.1%	3 (0)	0.9%	1.1%
頸部絞扼による窒息	15 (0)	6.9%	8.5%	28 (0)	28.0%	29.8%	43 (0)	13.5%	15.9%
頸部絞扼以外による窒息	30 (2)	13.8%	16.9%	1 (0)	1.0%	1.1%	31 (2)	9.7%	11.4%
溺水	19 (2)	8.7%	10.7%	15 (2)	15.0%	16.0%	34 (4)	10.7%	12.5%
熱傷	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	5 (0)	2.3%	2.8%	0 (0)	0.0%	0.0%	5 (0)	1.6%	1.8%
中毒(火災によるものを除く)	0 (0)	0.0%	0.0%	17 (0)	17.0%	18.1%	17 (0)	5.3%	6.3%
出血性ショック	1 (0)	0.5%	0.6%	6 (0)	6.0%	6.4%	7 (0)	2.2%	2.6%
低栄養による衰弱	9 (0)	4.1%	5.1%	0 (0)	0.0%	0.0%	9 (0)	2.8%	3.3%
脱水	2 (0)	0.9%	1.1%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	0.6%	0.7%
凍死	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	15 (1)	6.9%	8.5%	8 (0)	8.0%	8.5%	23 (1)	7.2%	8.5%
病死	4 (1)	1.8%	2.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	4 (1)	1.3%	1.5%
その他	25 (9)	11.5%	14.1%	5 (0)	5.0%	5.3%	30 (9)	9.4%	11.1%
不明	41 (14)	18.8%	—	6 (2)	6.0%	—	47 (16)	14.8%	—
計	218 (36)	100.0%	100.0%	100 (4)	100.0%	100.0%	318 (40)	100.0%	100.0%

年齢別の直接死因についてみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例の中では、第5次報告から第17次報告の総数が15人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「0歳」「1歳」がそれぞれ4人と最も多く、次いで「11歳」が2人であった。心中による虐待死事例においては、第5次報告から第17次報告の総数が31人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「4歳」が4人と最も多く、次いで「5歳」、「6歳」、「8歳」、「9歳」がそれぞれ3人であった。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、第5次報告から第17次報告の総数が45人と最も多い「頭部外傷」において、「0歳」が21人と最も多く、次いで「1歳」が10人であった。心中による虐待死事例は、第5次報告から第17次報告の総数が28人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「11歳」が4人と最も多く、次いで「0歳」、「1歳」、「3歳」、「4歳」、「8歳」がそれぞれ3人であった。

表4-2-3-5 年齢別の直接死因 **(精神疾患あり)**

(第5次報告から第17次報告までの累計) (心中以外の虐待死)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	4(1)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(1)
胸部外傷	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
腹部外傷	1(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
頸部絞扼による窒息	4(0)	4(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(0)
頸部絞扼以外による窒息	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
溺水	4(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
出血性ショック	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
低栄養による衰弱	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(1)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
病死	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
その他	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
不明	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	5(0)
計	27(3)	8(1)	3(0)	5(0)	2(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	58(4)

表4-2-3-6 年齢別の直接死因 (精神疾患あり)

(第5次報告から第17次報告までの累計) (心中による虐待死)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	総数
頭部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
胸部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
腹部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3(0)
頸部絞扼による窒息	1(0)	2(0)	2(0)	1(0)	4(0)	3(0)	3(0)	1(0)	3(0)	3(1)	2(0)	2(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	31(1)
頸部絞扼以外による窒息	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
溺水	3(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	9(0)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	0(0)	3(0)	1(0)	1(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	14(0)
出血性ショック	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(0)
低栄養による衰弱	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8(0)
病死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8(0)
不明	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
計	9(0)	7(0)	3(0)	11(0)	5(0)	9(0)	7(0)	4(0)	6(0)	7(1)	5(0)	5(0)	6(0)	2(0)	2(0)	2(0)	1(0)	0(0)	91(1)

表4-2-3-7 年齢別の直接死因 (精神疾患なし)

(第5次報告から第17次報告までの累計) (心中以外の虐待死)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	21(3)	10(2)	3(1)	4(1)	3(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	45(7)
胸部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
腹部外傷	1(0)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
外傷性ショック	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
頸部絞扼による窒息	6(0)	1(0)	3(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	15(0)
頸部絞扼以外による窒息	23(2)	4(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	30(2)
溺水	14(0)	2(1)	0(0)	2(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	19(2)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	3(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
中毒(火災によるものを除く)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
出血性ショック	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
低栄養による衰弱	2(0)	0(0)	3(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	9(0)
脱水	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	1(1)	4(0)	4(0)	3(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(1)
病死	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(1)
その他	14(4)	1(0)	1(0)	4(2)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	25(9)
不明	33(10)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	41(14)
計	118(19)	28(5)	15(1)	21(5)	10(0)	7(0)	2(0)	2(0)	0(0)	1(1)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	3(2)	0(0)	0(0)	1(1)	5(2)	218(36)

表4-2-3-8 年齢別の直接死因（精神疾患なし）

（第5次報告から第17次報告までの累計）（心中による虐待死）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	総数
頭部外傷	3(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
胸部外傷	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
腹部外傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
外傷性ショック	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
頸部絞扼による窒息	3(0)	3(0)	1(0)	3(0)	3(0)	2(0)	2(0)	0(0)	3(0)	0(0)	2(0)	4(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	28(0)
頸部絞扼以外による窒息	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
溺水	6(1)	1(0)	1(0)	3(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(2)
熱傷	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
車中放置による熱中症・脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中毒(火災によるものを除く)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	2(0)	2(0)	0(0)	2(0)	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	17(0)
出血性ショック	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)
低栄養による衰弱	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
脱水	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
凍死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(0)
病死	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)
不明	3(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(2)
計	23(1)	11(1)	4(0)	8(0)	8(0)	5(0)	8(1)	6(0)	8(0)	3(1)	7(0)	4(0)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	100(4)

ウ 死亡時の子どもの年齢

死亡時の子どもの年齢について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が27人（有効割合47.4%）と最も多く、次いで「1歳」が8人（同14.0%）、「3歳」が5人（同8.8%）であった。また、心中による虐待死事例では、「0歳」が際立って多いという特徴は認められず、概ねどの年齢でも発生している。

表4-2-3-9 子どもの死亡時の年齢（精神疾患あり）

（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
0歳	27 (3)	46.6%	47.4%	9 (0)	9.9%	9.9%	36 (3)	24.2%	24.3%
1歳	8 (1)	13.8%	14.0%	7 (0)	7.7%	7.7%	15 (1)	10.1%	10.1%
2歳	3 (0)	5.2%	5.3%	3 (0)	3.3%	3.3%	6 (0)	4.0%	4.1%
3歳	5 (0)	8.6%	8.8%	11 (0)	12.1%	12.1%	16 (0)	10.7%	10.8%
4歳	2 (0)	3.4%	3.5%	5 (0)	5.5%	5.5%	7 (0)	4.7%	4.7%
5歳	1 (0)	1.7%	1.8%	9 (0)	9.9%	9.9%	10 (0)	6.7%	6.8%
6歳	1 (0)	1.7%	1.8%	7 (0)	7.7%	7.7%	8 (0)	5.4%	5.4%
7歳	1 (0)	1.7%	1.8%	4 (0)	4.4%	4.4%	5 (0)	3.4%	3.4%
8歳	0 (0)	0.0%	0.0%	6 (0)	6.6%	6.6%	6 (0)	4.0%	4.1%
9歳	2 (0)	3.4%	3.5%	7 (1)	7.7%	7.7%	9 (1)	6.0%	6.1%
10歳	1 (0)	1.7%	1.8%	5 (0)	5.5%	5.5%	6 (0)	4.0%	4.1%
11歳	2 (0)	3.4%	3.5%	5 (0)	5.5%	5.5%	7 (0)	4.7%	4.7%
12歳	2 (0)	3.4%	3.5%	6 (0)	6.6%	6.6%	8 (0)	5.4%	5.4%
13歳	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	2.2%	2.2%	2 (0)	1.3%	1.4%
14歳	1 (0)	1.7%	1.8%	2 (0)	2.2%	2.2%	3 (0)	2.0%	2.0%
15歳	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	2.2%	2.2%	2 (0)	1.3%	1.4%
16歳	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	1.1%	1.1%	1 (0)	0.7%	0.7%
17歳	1 (0)	1.7%	1.8%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (0)	0.7%	0.7%
不明	1 (0)	1.7%		0 (0)	0.0%		1 (0)	0.7%	
計	58 (4)	100.0%	100.0%	91 (1)	100.0%	100.0%	149 (5)	100.0%	100.0%

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が118人（同55.4%）と最も多く、次いで「1歳」が28人（同13.1%）であった。心中による虐待死事例では、「0歳」が23人（同23.0%）と最も多く、次いで「1歳」が11人（同11.0%）であった。

表4-2-3-10 子どもの死亡時の年齢（精神疾患なし）

（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
0歳	118 (19)	54.1%	55.4%	23 (1)	23.0%	23.0%	141 (20)	44.3%	45.0%
1歳	28 (5)	12.8%	13.1%	11 (1)	11.0%	11.0%	39 (6)	12.3%	12.5%
2歳	15 (1)	6.9%	7.0%	4 (0)	4.0%	4.0%	19 (1)	6.0%	6.1%
3歳	21 (5)	9.6%	9.9%	8 (0)	8.0%	8.0%	29 (5)	9.1%	9.3%
4歳	10 (0)	4.6%	4.7%	8 (0)	8.0%	8.0%	18 (0)	5.7%	5.8%
5歳	7 (0)	3.2%	3.3%	5 (0)	5.0%	5.0%	12 (0)	3.8%	3.8%
6歳	2 (0)	0.9%	0.9%	8 (1)	8.0%	8.0%	10 (1)	3.1%	3.2%
7歳	2 (0)	0.9%	0.9%	6 (0)	6.0%	6.0%	8 (0)	2.5%	2.6%
8歳	0 (0)	0.0%	0.0%	8 (0)	8.0%	8.0%	8 (0)	2.5%	2.6%
9歳	1 (1)	0.5%	0.5%	3 (1)	3.0%	3.0%	4 (2)	1.3%	1.3%
10歳	2 (0)	0.9%	0.9%	7 (0)	7.0%	7.0%	9 (0)	2.8%	2.9%
11歳	2 (0)	0.9%	0.9%	4 (0)	4.0%	4.0%	6 (0)	1.9%	1.9%
12歳	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	2.0%	2.0%	2 (0)	0.6%	0.6%
13歳	1 (0)	0.5%	0.5%	1 (0)	1.0%	1.0%	2 (0)	0.6%	0.6%
14歳	3 (2)	1.4%	1.4%	1 (0)	1.0%	1.0%	4 (2)	1.3%	1.3%
15歳	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
16歳	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	0.0%
17歳	1 (1)	0.5%	0.5%	1 (0)	1.0%	1.0%	2 (1)	0.6%	0.6%
不明	5 (2)	2.3%		0 (0)	0.0%		5 (2)	1.6%	
計	218 (36)	100.0%	100.0%	100 (4)	100.0%	100.0%	318 (40)	100.0%	100.0%

エ 虐待を受けた子どもの性別

虐待を受けた子どもの性別について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外及び心中による虐待死事例では、「男」71人（47.7%）、「女」78人（52.3%）とそれぞれ約半数であった。

表4-2-3-11 子どもの性別 (精神疾患あり) (第5次報告から第17次報告までの累計)

区分	人数	構成割合
男	71 (1)	47.7%
女	78 (4)	52.3%
計	149 (5)	100.0%

オ 子どもの情緒・行動上の問題

子どもの情緒・行動上の問題について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が15人（有効割合30.6%）であり、そのうち「夜泣き」が9人と最も多かった。

また、心中による虐待死事例では、「あり」が19人（同29.7%）であり、そのうち「衝動性」「かんしゃく」がそれぞれ7人と最も多かった。

表4-2-3-12 子どもの情緒・行動上の問題 (精神疾患あり) (複数回答)

(第5次報告から第17次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死 (58人)			心中による虐待死(未遂含む) (91人)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	34 (3)	58.6%	69.4%	45 (1)	49.5%	70.3%
あり	15 (1)	25.9%	30.6%	19 (0)	20.9%	29.7%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	2 (1)		1 (0)		
	激しい泣き	7 (0)		2 (0)		
	夜泣き	9 (1)		2 (0)		
	食事の拒否	1 (0)		0 (0)		
	夜尿	2 (1)		2 (0)		
	多動	3 (0)		6 (0)		
	衝動性	2 (0)		7 (0)		
	かんしゃく	5 (0)		7 (0)		
	自傷行為	1 (0)		2 (0)		
	性器いじり	1 (0)		1 (0)		
	指示に従わない	5 (0)		5 (0)		
	なつかない	2 (1)		1 (0)		
	無表情、表情が乏しい	1 (0)		2 (0)		
	固まってしまう	1 (0)		1 (0)		
	盗癖	0 (0)		1 (0)		
	虚言癖	1 (0)		1 (0)		
	不登校	1 (0)		1 (0)		
その他	4 (0)		8 (0)			
不明	9 (0)	15.5%		27 (0)	29.7%	

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が42人（同25.8%）であり、そのうち「激しい泣き」と「指示に従わない」がそれぞれ12人と最も多かった。心中による虐待死事例では、「あり」が11人（同13.8%）であり、そのうち「ミルクの飲みムラ」、「多動」、「指示に従わない」がそれぞれ4人と最も多かった。

表4-2-3-13 子どもの情緒・行動上の問題（精神疾患なし）（複数回答）

（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (218人)			心中による虐待死(未遂含む) (100人)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	121 (24)	55.5%	74.2%	69 (4)	69.0%	86.3%
あり	42 (4)	19.3%	25.8%	11 (0)	11.0%	13.8%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	9 (0)		4 (0)		
	激しい泣き	12 (0)		2 (0)		
	夜泣き	9 (2)		2 (0)		
	食事の拒否	7 (0)		1 (0)		
	夜尿	8 (0)		2 (0)		
	多動	9 (0)		4 (0)		
	衝動性	4 (1)		2 (0)		
	かんしゃく	3 (0)		2 (0)		
	自傷行為	1 (1)		0 (0)		
	性器いじり	0 (0)		0 (0)		
	指示に従わない	12 (2)		4 (0)		
	なつかない	10 (1)		0 (0)		
	無表情、表情が乏しい	8 (2)		0 (0)		
	固まってしまう	4 (2)		0 (0)		
	盗癖	2 (0)		0 (0)		
	虚言癖	0 (0)		1 (0)		
	不登校	2 (1)		0 (0)		
	その他	8 (0)		4 (0)		
不明	55 (8)	25.2%		20 (0)	20.0%	

カ 支援者の有無

支援者の有無について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、支援者「あり」が51例（有効割合92.7%）であり、そのうち「配偶者」が34例と最も多く、次いで「親」、「行政の相談担当課」がそれぞれ28例であった。

また、心中による虐待死事例では、支援者「あり」が54例（同96.4%）であり、そのうち「親」が26例と最も多かった。

表4-2-3-14 支援者の有無（精神疾患あり）（複数回答）

（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (57例)			心中による虐待死(未遂含む) (74例)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		4 (1)	7.0%	7.3%	2 (0)	2.7%	3.6%
あり		51 (3)	89.5%	92.7%	54 (1)	73.0%	96.4%
内訳 (複数回答)	配偶者	34 (3)			22 (0)		
	親	28 (2)			26 (0)		
	配偶者の親	21 (1)			5 (0)		
	虐待者のきょうだい	10 (2)			14 (0)		
	配偶者のきょうだい	5 (1)			0 (0)		
	近所の人	2 (0)			4 (0)		
	職場の友人・知人	0 (0)			1 (0)		
	保育所などの職員	11 (1)			21 (0)		
	ベビーシッター	1 (0)			0 (0)		
	行政の相談担当課	28 (3)			23 (0)		
	職場以外の友人	1 (0)			6 (0)		
	子育てサークル	1 (0)			0 (0)		
	親類	3 (1)			4 (0)		
	その他	3 (0)			9 (1)		
不明		2 (0)	3.5%		18 (0)	24.3%	

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、支援者「あり」が140例（同76.9%）であり、そのうち「親」が85例と最も多く、次いで「配偶者」が83例であった。心中による虐待死事例では、支援者「あり」が52例（同96.3%）であり、そのうち「親」が31例と最も多かった。

表4-2-3-15 支援者の有無（精神疾患なし）（複数回答）

（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死 (195例)			心中による虐待死(未遂含む) (69例)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		42 (5)	21.5%	23.1%	2 (0)	2.9%	3.7%
あり		140 (20)	71.8%	76.9%	52 (1)	75.4%	96.3%
内訳 (複数回答)	配偶者	83 (13)			27 (1)		
	親	85 (11)			31 (1)		
	配偶者の親	38 (8)			12 (0)		
	虐待者のきょうだい	26 (4)			14 (0)		
	配偶者のきょうだい	6 (2)			1 (0)		
	近所の人	5 (1)			2 (0)		
	職場の友人・知人	6 (0)			4 (0)		
	保育所などの職員	34 (6)			19 (0)		
	ベビーシッター	0 (0)			0 (0)		
	行政の相談担当課	63 (6)			18 (1)		
	職場以外の友人	16 (1)			2 (0)		
	子育てサークル	1 (0)			0 (0)		
	親類	15 (5)			7 (0)		
	その他	10 (0)			4 (0)		
不明		13 (2)	6.7%		15 (1)	21.7%	

④ 関係機関の関与状況

関係機関の関与状況について、第5次報告から第17次報告までの累計でみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「児童相談所」の関与が24例(42.1%)、「市町村(虐待対応担当部署)」の関与が29例(50.9%)であり、「その他の機関」のうち、「市町村の母子保健担当部署(保健センター等)」が49例(86.0%)、「医療機関」が43例(75.4%)であった。

心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が24例(32.4%)、「市町村(虐待対応担当部署)」が26例(35.1%)であり、「その他の機関」のうち、「養育機関・教育機関」が48例(64.9%)、「医療機関」が46例(62.2%)であった。

表4-2-4-1 関係機関の関与 (精神疾患あり) (複数回答)

(第5次報告から第17次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死 (57例)		心中による虐待死(未遂含む) (74例)		総数 (131例)	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所		24 (2)	42.1%	24 (1)	32.4%	48 (3)	36.6%
市町村(虐待対応担当部署)		29 (4)	50.9%	26 (0)	35.1%	55 (4)	42.0%
その他の機関		53 (4)	93.0%	70 (1)	94.6%	123 (5)	93.9%
内訳 (複数回答)	福祉事務所	15 (1)	26.3%	29 (1)	39.2%	44 (2)	33.6%
	家庭児童相談室	9 (2)	15.8%	19 (0)	25.7%	28 (2)	21.4%
	民生児童委員	8 (0)	14.0%	6 (0)	8.1%	14 (1)	10.7%
	保健所	14 (0)	24.6%	15 (0)	20.3%	29 (0)	22.1%
	市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	49 (4)	86.0%	40 (0)	54.1%	89 (4)	67.9%
	養育機関・教育機関	21 (1)	36.8%	48 (1)	64.9%	69 (2)	52.7%
	医療機関	43 (3)	75.4%	46 (1)	62.2%	89 (4)	67.9%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	6 (0)	10.5%	5 (0)	6.8%	11 (0)	8.4%
	警察	14 (1)	24.6%	10 (0)	13.5%	24 (1)	18.3%
	婦人相談所	0 (0)	0.0%	1 (0)	1.4%	1 (0)	0.8%
	配偶者暴力相談支援センター	1 (0)	1.8%	0 (0)	0.0%	1 (0)	0.8%

精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例は、「児童相談所」の関与が 52 例 (24.4%)、「市町村 (虐待対応担当部署)」の関与が 62 例 (29.1%) であり、「その他の機関」のうち、「市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)」が 128 例 (60.1%)、「医療機関」が 101 例 (47.4%) であった。

心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が 9 例 (12.2%)、「市町村 (虐待対応担当部署)」が 11 例 (14.9%) であり、「その他の機関」のうち、「市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)」が 50 例 (67.6%)、「医療機関」が 33 例 (44.6%)、「養育機関・教育機関」が 32 例 (43.2%) であった。

表 4-2-4-2 関係機関の関与 (精神疾患なし) (複数回答)

(第 5 次報告から第 17 次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死 (213例)		心中による虐待死(未遂含む) (74例)		総数 (287例)		
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
児童相談所	52 (8)	24.4%	9 (0)	12.2%	61 (8)	21.3%	
市町村(虐待対応担当部署)	62 (13)	29.1%	11 (0)	14.9%	73 (13)	25.4%	
その他の機関	176 (34)	82.6%	68 (1)	91.9%	244 (35)	85.0%	
内訳 (複数回答)	福祉事務所	48 (11)	22.5%	19 (0)	25.7%	67 (11)	23.3%
	家庭児童相談室	37 (5)	17.4%	9 (0)	12.2%	46 (5)	16.0%
	民生児童委員	14 (1)	6.6%	5 (0)	6.8%	19 (1)	6.6%
	保健所	21 (3)	9.9%	7 (0)	9.5%	28 (3)	9.8%
	市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	128 (24)	60.1%	50 (1)	67.6%	178 (25)	62.0%
	養育機関・教育機関	62 (12)	29.1%	32 (1)	43.2%	94 (13)	32.8%
	医療機関	101 (17)	47.4%	33 (0)	44.6%	134 (17)	46.7%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	10 (0)	4.7%	7 (0)	9.5%	17 (0)	5.9%
	警察	27 (4)	12.7%	2 (0)	2.7%	29 (4)	10.1%
	婦人相談所	6 (2)	2.8%	0 (0)	0.0%	6 (2)	2.1%
	配偶者暴力相談支援センター	1 (1)	0.5%	0 (0)	0.0%	1 (1)	0.3%

また、市町村関与の状況と虐待の認識について、第5次報告から第17次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では「市町村（虐待対応担当部署）の関与あり」29例（50.9%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が11例、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が9例であった。心中による虐待死事例では、「市町村（虐待対応担当部署）の関与あり」26例（35.1%）のうち「虐待の認識があり対応していた」10例、「虐待の認識はなかった」が9例であった。

表4-2-4-3 市町村関与の状況と虐待の認識（精神疾患あり）

（第5次報告から第17次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
市町村(虐待対応担当部署)の関与なし		28 (0)	49.1%	48 (1)	64.9%	76 (1)	58.0%
市町村(虐待対応担当部署)の関与あり		29 (4)	50.9%	26 (0)	35.1%	55 (4)	42.0%
内訳	虐待の認識があり対応していた	11 (2)	/	10 (0)	/	21 (2)	/
	虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	9 (1)		7 (0)		16 (1)	
	虐待の認識はなかった	9 (1)		9 (0)		18 (1)	
計		57 (4)	100.0%	74 (1)	100.0%	131 (5)	100.0%

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では「市町村（虐待対応担当部署）の関与あり」62例（29.1%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が25例であった。心中による虐待死事例では、「市町村（虐待対応担当部署）の関与あり」11例（14.9%）のうち「虐待の認識があり対応していた」は2例であった。

表4-2-4-4 市町村関与の状況と虐待の認識（精神疾患なし）

（第5次報告から第16次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)		総数	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
市町村(虐待対応担当部署)の関与なし		151 (23)	70.9%	63 (2)	85.1%	214 (25)	74.6%
市町村(虐待対応担当部署)の関与あり		62 (13)	29.1%	11 (0)	14.9%	73 (13)	25.4%
内訳	虐待の認識があり対応していた	25 (6)	/	2 (0)	/	27 (6)	/
	虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	19 (2)		2 (0)		21 (2)	
	虐待の認識はなかった	18 (5)		7 (0)		25 (5)	
計		213 (36)	100.0%	74 (2)	100.0%	287 (38)	100.0%

(3) これまでの課題と提言（第3次～第17次報告）

地方公共団体への提言	国への提言
<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>①関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> →要支援家庭や虐待疑いのある家庭を早期に把握し支援するために、地域の実情に応じ、医療機関から市町村保健センター等保健機関や児童相談所への情報提供や相互の連携を強化するための地域保健医療連携システムの構築を図る。 →現行制度では、子どもの出生前の段階で要保護児童としての支援の必要が見込まれるケースについて、児童福祉法や児童虐待防止法上の取扱いが不明確であるがこのようなケースについても、市町村及び児童相談所における記録票の作成などの取扱いを明確にすべきである。 →出生前後を問わず、ハイリスクであっても特に支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会の場等において、個別ケース検討会議を開催し、対応を検討することとする。 →対象ケースが生活保護世帯等であっても必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の調整機関においてケース検討会議等の場を活用し、福祉事務所と児童福祉の関係機関等との間の密接な情報交換・共有を行うこととする。 <p>②妊娠・出産期の相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> →妊娠・出産について悩みを抱える女性に対する相談支援の取組（「女性健康支援センター」「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」「思春期相談クリニック事業」等）の周知、また、育児に関する深刻な悩みを抱える保護者に対する養護相談を実施している児童相談所、市町村の児童家庭相談窓口について広く周知を行う。 →相談にあたっては、本人の悩みを受け止め、どのような支援ができるのか、また、適切なのかをともに考え、個々の状況に応じて訪問、一時預かり等の養育サポートから、乳児院への入所、里親委託等まで適切な選択肢を検討する。 →また、出産後においては、平成19年度からスタートした「生後4か月までの全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）」により、ハイリスクケースを早期に把握するとともに、必要に応じ、「育児支援家庭訪問事業」に結びつけ、適切な支援を行う。 <p>③精神障害・産後うつへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> →産後うつ等のハイリスクの者を早期に把握するため、平成19年度からスタートした「生後4か月までの全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）」がすべての市町村で実施されるよう普及を図る。また、その後のフォローを適切に実施するため、育児支援家庭訪問事業との一本化を図り、ハイリスクのケースを継続支援につなげるシステムを構築する。 →出産後の母親の育児ストレスや産後うつ等の可能性に関するアセスメント能力を向上するため、スクリーニング方法やその後の対応等について先進的な取組例の普及を図る。 →精神疾患のある保護者等への対応を適切に実施するため、地域の実情に応じ、児童相談所に保健師を配置したり、保健所等における児童虐待対応に向けた体制強化を図る。 →「①関係機関の連携」「地域保健医療連携システム」においては、精神的問題を抱えるケースも対応できる体制となるよう検討する。 <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>①安全確認・リスクアセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →児童相談所等の虐待対応において、直接目視による安全確認を行うことするとともに、安全確認を行う時間ルールを設定し、虐待通告を受けてから48時間以内が望ましい旨を徹底すべき。 →虐待対応に当たっては、家庭訪問により居室内での養育環境の調査の実施を基本とするとともに、自治体ごとにアセスメントの標準的な様式や手順を定めることとする。 →児童相談所等がリスクアセスメントを行うに当たっては、他機関が独自に実施した調査結果を鵜呑みにするのではなく、自ら調査を行い判断するように周知徹底する。 <p>②心中事例への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> →子どもを巻き込んだ形で行われる心中を児童虐待の特殊な形として位置づけ、未遂事例を含めて把握を行うとともに、事例分析を行い、子どもの安全確保の観点から講じられるべき対策を中心に、対応のあり方を検討する。 →特に、過去に心中未遂があった事例についてハイリスク・ケースとしての対応が必要であることを周知徹底する観点から、「子ども虐待対応の手引き」の見直しを行う。 <p>3. 保護・支援に関するもの</p> <p>①親子分離の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> →一時帰宅を含め施設入所等（虐待以外の養護相談ケースを含む。）の措置解除の基準が不明確であるため、家庭復帰後のフォローアップのあり方を含めて当該基準を明確化するとともに、措置解除の際のチェックリストを作成すべき。 →その前提として、アセスメントと具体的な援助指針作成の励行及びその内容の向上を図るとともに、入所中の保護者指導の効果の判定方法を検討する。 →要保護児童対策地域協議会は、在宅ケースのみを対象とするのではなく、施設入所中のケースもフォローの対象とし、その際、保健機関も積極的に関与するよう周知徹底する。 <p>②転居ケースへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> →児童相談所が関与しているケースにおいて、保護者及びその子どもが転居する場合、転居先の地域を所管する児童相談所にケース移管することとし、その際のルールの徹底を明確化する。 <p>4. その他</p> <p>①残されたきょうだいへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> →きょうだいが虐待により死亡した子どもについて、児童相談所は、きょうだいの死亡後、まずは安全の確保を第一とする対応を行うこととし、一定期間定期的に安全確認を実施すべき。 	

地方公共団体への提言	国への提言
<p>1. 発生予防に関するもの</p> <p>①関係機関の連携</p> <p>→母親が妊娠・出産・育児について問題を抱えている場合や精神傷害がある場合、又は、子どもに障害がある場合、関係機関は子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、他の関係機関と情報共有を図り、連携した対応を検討することを徹底すべきである。</p> <p>→精神障害のある保護者について適切な対応を図るため、児童相談所は医療機関等関係機関に必要な情報提供を求めることを徹底すべきである。</p> <p>→婦人相談所は、子どもが乳幼児であって母親に精神障害があるようなハイリスクのケースについて、その一時保護所から対処する際、それらの者が居住する市町村に情報提供すべきことを明確にすべきである。</p> <p>→障害児通所施設についても子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の構成機関として積極的に参加するよう周知すべきである。</p> <p>→市町村は、家庭が転居した場合の対応を含め、乳幼児健診未受診者を把握し、乳幼児とその家庭に必要な母子保健サービスが確実に提供されるよう徹底するべきである。</p> <p>2. 早期発見・早期対応に関するもの</p> <p>①通告・相談体制に関する課題</p> <p>→児童相談所における夜間・休日の相談体制について、対応者、通告内容の記録方法、通告内容の緊急性の判断等の全国的な状況を早急に調査把握した上で、適切に事例に対応することのできる体制を構築する必要がある。</p> <p>②アセスメントに関する課題</p> <p>→児童相談所が相談対応している事例について、下記のような状況がある場合には、子どもの生命のリスクが極めて高いことを認識しアセスメントを行った上で対応することを徹底するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者自ら「子どもを預かってほしい」などの訴えがある場合 ・「子どもの首を絞めてしまった」などの内容が含まれる場合 ・それまで支援を求めていた保護者が一転して支援を拒否するなどの変化が見られた場合 <p>→児童相談所は、相談事例の対応を検討するに当たって、家族全体のアセスメントを実施することを徹底すべきである。</p> <p>→児童相談所は、虐待が疑われるケースについてきょうだいの安全確認を行うことを徹底するべきである。</p> <p>③虐待者への対応に関する課題</p> <p>→児童相談所は、虐待対応において虐待者本人への介入及び支援なしに状況の改善はあり得ないことを十分認識し、虐待通告・相談があった場合、必ず虐待者本人との面接を行った上で指導及び援助を実施するよう周知徹底すべきである。</p> <p>3. 保護・支援に関するもの</p> <p>①施設入所措置解除後の対応に関する課題</p> <p>→例えば、生後すぐから長期間施設に入所している子どもを措置解除するに当たっては、下記を行うことを条件とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の養育能力についてアセスメントを行うこと ・親子の愛着形成のための長期的支援を検討すること ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の対象ケースとすること ・措置解除の前に支援体制を整えた上で一時帰宅を実施すること <p>②残されたきょうだいへの対応に関する課題</p> <p>→虐待により子どもが死亡し、その家庭に死亡した子どもの他に残されたきょうだいがいる場合には、児童相談所及び市町村はそのきょうだいについて児童記録表を作成し、定期的に安全確認及びアセスメントを行うべきである。</p> <p>4. その他</p> <p>①地方公共団体における検証に関する課題</p> <p>→改正児童虐待防止法の施行により、地方公共団体における重大事例の検証の責務が規定されることから、本専門委員会が第3次報告で示した「地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について」を参考に、地方公共団体は第三者による客観的かつ詳細な検証が実施できる体制を早急に整えることとすべきである。</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
第5次報告 平成21年	1. 発生予防に関するもの →妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立 →望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実 2. 早期発見・早期対応に関するもの →関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底 3. 初期介入に関するもの →安全確認の徹底 →迅速かつ的確な情報収集とアセスメント →介入的アプローチの積極的活用 4. 保護・支援に関するもの →再アセスメントの重要性の再認識 →虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底 →保護者への虐待告知 5. 児童相談体制に関するもの →児童相談体制の充実 6. 関係機関の連携に関するもの →児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携 →子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用 7. 地方公共団体における検証に関するもの →検証の実施等について	1. 発生予防に関するもの →妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立 →望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実 2. 早期発見・早期対応に関するもの →関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底 3. 初期介入に関するもの →安全確認の徹底 →迅速かつ的確な情報収集とアセスメント →介入的アプローチの積極的活用 4. 保護・支援に関するもの →再アセスメントの重要性の再認識 →虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底 →保護者への虐待告知 5. 児童相談体制に関するもの →児童相談体制の充実 6. 関係機関の連携に関するもの →児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携 →子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用 7. 地方公共団体における検証に関するもの →検証の実施等について 8. 将来に向けた課題

	地方公共団体への提言	国への提言
第6次報告 平成22年	<p>1. 発生予防に関するもの →望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実</p> <p>2. 通告についての広報・啓発 →子どもの虐待に気付いた時の通告について、住民に対して広報・啓発</p> <p>3. 虐待の気付き・発見 →家庭状況に関する情報の記録と、記録者以外を加えた対応検討の実施 →乳幼児健康診査未受診者への対応 →医療機関から虐待の通告があった場合の対応</p> <p>4. 通告・相談があった場合の対応(情報収集の方法) →子どもが得た情報を、そのまま保護者に確認することの厳禁</p> <p>5. 情報収集とアセスメント →アセスメント実施のために、きょうだい、家族の成育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集</p> <p>6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント →保護の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施 →家庭復帰に向けた援助の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施</p> <p>7. 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ →要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等の徹底</p> <p>8. 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携 →健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化</p> <p>9. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用 →子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の効果的な活用</p> <p>10. 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 →子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施 →都道府県職員と市町村職員等に対する研修の合同実施</p> <p>11. 地方公共団体における検証 →検証の方法 →提言された事項の履行、進捗状況の確認</p>	<p>1. 発生予防に関するもの →望まない妊娠を予防するための方策と望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実</p> <p>2. 通告についての広報・啓発 →子どもの虐待に気付いた時の通告について、国民に対して広報・啓発</p> <p>3. 虐待の気付き・発見 →家庭の状況に関する情報の記録と、記録者以外の職員等を加えた対応検討の実施 →医療機関から虐待の通告があった場合の重大性の認識 →子どもから得た虐待についての情報を、保護者に対してそのまま確認してはならないこと →アセスメント実施のために、きょうだい、家族の成育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集 →保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施 →家庭復帰に向けた援助の家庭で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施 →健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化 →子どもに対する健康診査の未受診者への健康審査の受診勧奨等の対応</p> <p>4. 要支援ケースの移管、引き継ぎ →要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等の徹底</p> <p>5. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用 →子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の効果的な活用</p> <p>6. 地方公共団体における検証 →検証方法や検証内容の確認 →提言された事項の履行、進捗状況の確認</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
<p>第7次報告 平成23年</p>	<p>1. 虐待の発生・深刻化予防 1) 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制 →望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備 →妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進 2) 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実 →養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関(母子保健担当部署等)の質の向上と体制整備 →養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備 2. 虐待の早期発見とその後の対応 1) 児童相談所の体制の充実 →児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備 2) 早期発見につなげる体制づくり →養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と相談や支援につなげる体制の整備 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実 3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保 →児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備 3. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携の推進 →要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化 4. 地方公共団体における検証の在り方 →虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施</p>	<p>1. 虐待の発生・深刻化予防 →望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関の連携体制の整備 →養育支援を必要とする家庭に対する妊娠期・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備 2. 虐待の早期発見とその後の対応 →児童相談所や市町村(児童福祉担当部署及び母子保健担当部署)の体制の整備 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実 →養育者への効果的な指導法についての知見の収集、技法の開発及び普及 3. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携の推進 →要保護児童対策地域協議会の活用促進及びマネジメント機能の強化 4. 地方公共団体における検証の在り方 →地方公共団体による検証内容の分析及び検証の提言に係る取組に対する評価の確認</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
<p>第8 次 報 告 平 成 24 年</p> <p>1. 虐待の発生及び深刻化予防 1) 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援 →望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化 →妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実 →児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備 →乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応 2) 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発 →近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応機関の体制の充実 →児童相談所と市町村における体制整備 →児童相談所と市町村における専門性の確保 →民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用</p> <p>3. 虐待の早期発見と早期対応 1) 通告に関する広報・啓発 →通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実 2) 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施 →通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施</p> <p>4. 地域での連携した支援 1) 市町村と児童相談所の役割分担 →地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の強化 2) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活性化 →要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化 3) 転居の場合の市町村間の連携 →養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ 4) 医療機関との積極的な連携 →要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働</p> <p>5. 転居事例等の検証における地方公共団体間の協力 →地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防 1) 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援 →望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進 →妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進 2) 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発 →近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応窓口の体制整備の充実 →児童相談所と市町村(児童福祉担当部署及び母子保健担当部署)の体制整備と専門性の確保 →民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用</p> <p>3. 虐待の早期発見と早期対応 1) 通告に関する広報・啓発 →通告義務・通告先等についての広報・啓発 2) 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施 →通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施</p> <p>4. 地域での連携した支援 1) 市町村と児童相談所の役割分担 →地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の促進 2) 要保護児童対策地域協議会の活性化 →要保護児童対策地域協議会の活用の促進 3) 転居の場合の市町村間の連携 →養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知 4) 医療機関との連携 →要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働</p> <p>5. 検証における関係機関の協力 →地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
<p>第9次報告 平成25年</p> <p>1. 虐待の発生及び深刻化予防 1) 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実 →望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化 →妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実 →養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関(母子保健担当部署)の質の向上と体制整備 →乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応 2) 養育支援のための子育て支援事業の活用 →養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進 3) 虐待予防のための広報・啓発 →通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実 →若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発 →家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進</p> <p>2. 虐待の早期の適切な対応と支援の充実 1) 虐待対応機関の体制の充実 →児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備 2) 虐待対応における関係機関の連携体制の強化 ① 児童相談所と市町村との役割分担と協働 →地域の实情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化 ② 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働 →管轄が違う地域の関係機関の連携・協働 →通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施 ③ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した連携の促進 →措置解除時に関係機関による支援体制の確保 →要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化</p> <p>3. 検証の実施と活用による再発防止 1) 地方公共団体による検証の確実な実施 →地方公共団体における検証の対象範囲の拡大 →児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施 2) 地域をまたがる(転居)事例における検証の地方公共団体間の協力 →地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力 3) 検証報告の積極的な活用 →検証報告の積極的な活用</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化予防 1) 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実 →望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化 →妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への保健機関(母子保健担当部署)と医療機関等の関係機関との連携・協働した支援の充実 →乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応 2) 養育支援のための子育て支援事業の活用 →養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進 3) 虐待予防のための広報・啓発 →通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実 →若年者に向けた養育や虐待に関する広報・啓発</p> <p>2. 虐待の早期の適切な対応と支援の充実 1) 虐待対応機関の体制の充実 →児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備 2) 虐待対応における関係機関の連携体制の強化 ① 児童相談所と市町村との役割分担と協働 →地域の实情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化 ② 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働 →管轄が違う地域の関係機関の連携・協働 →通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施 ③ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した連携の促進 →措置解除時に関係機関による支援体制の確保</p> <p>3. 検証の実施と活用による再発防止 →地方公共団体における検証の確実な実施及び地方公共団体間の協力の促進 →検証報告の積極的な活用の促進</p>	

	地方公共団体への提言	国への提言
<p>第10次報告 平成26年</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実</p> <p>① 望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知</p> <p>② 妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化</p> <p>③ 妊娠期からの保健、医療、福祉分野の役割におけるそれぞれの確実な対応と連携の強化</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の発生予防のための広報・啓発</p> <p>① 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施</p> <p>② 児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化</p> <p>2. 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実</p> <p>1) 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応</p> <p>2) 居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備</p> <p>3. 職員の専門性の確保と資質の向上</p> <p>1) 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上</p> <p>2) 市町村における虐待対応担当部署のコーディネート機能の強化</p> <p>3) 児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化</p> <p>4) 丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村(虐待対応担当部署、母子保健担当部署)における人員体制の充実</p> <p>4. 虐待対応における関係機関の効果的な連携</p> <p>1) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活用の徹底</p> <p>① 要保護児童対策地域協議会の特性を活かした関係機関における連携の強化</p> <p>② 要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の積極的な活用と効果的な実務者会議のあり方</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会における入所措置解除時の支援体制整備</p> <p>2) 児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底</p> <p>3) 地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目のない継続支援の実施</p> <p>5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 地方公共団体による検証の確実な実施</p> <p>2) 検証を実施するための効果的な手法</p> <p>3) 地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力</p> <p>4) 検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <p>1) 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の発生予防のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待の早期発見・早期対応と支援の充実</p> <p>1) 虐待発生のリスクが高い家庭の早期発見・早期対応</p> <p>2) 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備</p> <p>3. 職員の専門性の確保と資質・能力の向上</p> <p>4. 虐待対応における関係機関の効果的な連携</p> <p>1) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活用の徹底と関係機関の機能強化</p> <p>2) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関と各関係機関における連携体制の強化</p> <p>5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 地方公共団体による検証の確実な実施に向けた方策の検討</p> <p>2) 検証報告書の積極的な活用に向けた検討と周知</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第11次報告 平成27年	<p>1. 虐待の発生及び重篤化の予防</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化 2) 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施 3) 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応 4) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援 5) 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施 <p>2. 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施 2) 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施 3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上 <p>3. 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方 2) 入所措置解除時の支援体制の整備 3) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 <p>4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化</p> <p>5. 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用</p>	<p>1. 虐待の発生及び深刻化の予防</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定妊婦等の早期把握に係る妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の整備 2) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発の着実な実施 <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と同協議会設置の促進</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 虐待死事例等の再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p>
第12次報告 平成28年	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化 2) 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援 3) 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり 4) 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携 <p>2. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 入所措置解除時の支援体制の整備 2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 3) 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上 <p>3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化</p> <p>5. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備 2) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発 <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第13次報告 平成29年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応 3) 精神科医との連携 4) 虐待者の配偶者及びパートナーへの対応 2. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 3. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価 4. 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の充実 <ol style="list-style-type: none"> 1) 入所措置解除時の支援体制の整備 2) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営 5. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化及び援助技術の向上 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備 2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化 3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発 2. 虐待対応における児童相談所と市町村の連携強化に係わる体制整備 3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上 4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備 5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備 6. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進
第14次報告 平成30年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化 2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と対応 3) 精神疾患、身体疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 4) 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備 5) 事故予防をはじめとした育児に関する知識の啓発 2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与していた事例における対応 2) 転居事例に関する地方公共団体間での情報共有と継続支援の実施 3) 施設入所中及び退所後の対応 3. 児童相談所及び市町村職員による丁寧なリスクアセスメントの実施と評価 <ol style="list-style-type: none"> 1) 適切なアセスメントの実施と効果の共有 2) 定期的な再評価と組織的なケース管理の実施 4. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 体制の充実と強化 2) 相談援助技術の向上 5. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の有効活用 3) 転居事例における検証の地方公共団体間の協力 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備 2) 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化 3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発 2. 虐待対応における児童相談所と市町村の連携強化に関わる体制整備 3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上 4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備 5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備 6. 地域をまたがる（転居）事例の関係機関の連携・協働及び検証 7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

	地方公共団体への提言	国への提言
第15次報告 平成31年・令和元年	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠前から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整</p> <p>3) 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備</p> <p>4) 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 虐待の予防に視点を置いた保護者及び関係機関への知識の啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3. 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施</p> <p>1) 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討</p> <p>4. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価</p> <p>1) 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>5. 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>6. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠前から切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化に関わる体制整備</p> <p>3. 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備</p> <p>6. 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働及び検証</p> <p>7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>
第16次報告 令和2年	<p>1. 虐待の発生予防及び早期発見</p> <p>1) 妊娠前から支援を必要とする養育者への支援の強化</p> <p>2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもちた支援の実施</p> <p>3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援</p> <p>4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応</p> <p>5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発</p> <p>2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援</p> <p>1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化</p> <p>2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施</p> <p>3) 不適切な養育につながる可能性がある事例に対する医療機関退院後の切れ目ない支援の実施</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施</p> <p>4. 母子生活支援入所中の対応と支援</p> <p>5. 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理</p> <p>1) 多角的・客観的なアセスメントの実施</p> <p>2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施</p> <p>6. 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上</p> <p>1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化</p> <p>2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上</p> <p>7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用</p> <p>1) 検証の積極的な実施</p> <p>2) 検証結果の虐待対応への活用</p>	<p>1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応</p> <p>1) 妊娠前から出産後までの切れ目のない支援体制の整備</p> <p>2) 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化</p> <p>3) 虐待の早期発見及び早期対応のための周知・啓発の推進</p> <p>2. 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進</p> <p>3. 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上</p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備</p> <p>5. 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設入所中の支援体制の整備</p> <p>6. 医療機関退院後の継続支援の促進</p> <p>7. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進</p> <p>8. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進</p> <p>9. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討</p>

	地方公共団体への提言	国への提言
第17次報告令和3年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び早期発見 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化 2) 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施 3) きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援 4) 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応 5) 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発 2. 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化 2) 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施 3. 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施 4. 母子生活支援施設入所中のリスクアセスメントと評価・支援 5. 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理 <ol style="list-style-type: none"> 1) 多角的・客観的なアセスメントの実施 2) 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施 6. 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上 <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化 2) 適切な対応につなげるための相談技術の向上 7. 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 検証の積極的な実施 2) 検証結果の虐待対応への活用 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備 2) 精神疾患等のある養育者等への相談・支援体制の強化 3) 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実 2. 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進 3. 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上 4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備 5. 入所措置解除時及び解除後、母子生活支援施設等に入所中の支援体制の整備 6. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進 7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進 8. 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討